



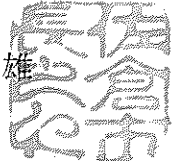
20佐道建第138号

平成20年10月20日

国土交通省

道路局長 金井 道夫様

佐倉市長 蕨 和雄



今後の道路行政についての意見・提案の提出について（回答）

貴職におかれましては、佐倉市の道路行政に対しましてご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成20年9月19日付け国道企第37号で依頼のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

【新設費用から維持管理・更新費用への移行】

今までの道路財源(国費)は、新設道路への充当であり、維持補修費への充当はない。近年の厳しい自治体の財政状況の中では、道路の維持管理費や更新費用が減少しており、早急な対応が必要である。

【安定財源の確保、補助金・交付金における事務の簡素化】

事業実施計画策定においては、安定的な財源が必要であり、地域の道路整備の早期実現の為に、交付金等の事務の簡素化が必要である。

【道路特定財源の一般財源化】

平成20年5月13日閣議決定のとおり、道路特定財源制度が廃止された際には、地方分権が着実に推進されるように「地方財政に影響を及ぼさないよう処置する」こととなっているが、当局のように国の基準の見直しにより地方交付税の不交付団体になっている地方公共団体に対して、必要な道路整備の停滞がないよう確実な財源の確保が必要である。

今後の道路行政についての意見・提案

② ― 1 地域の現状と抱える課題

様式②
千葉県佐倉市

【現状】 【国道51号の交通渋滞・安全対策】 国道51号は、千葉県北部の主要な広域幹線道路であり、佐倉市においては沿線に工業団地が立地し重要なアクセス道路である。 東関東自動車道佐倉IC周辺では工場団地が近接していることから大型車混入率が高く慢性的な交通渋滞も発生しております。また当路線は、地域住民の生活道路や通学路としても利用されており、現状の道路状況では利用者の安全確保が危惧されている。 【国道296号における交通渋滞】 国道296号のバイパス整備は部分的に進んでいるものの、未改良区間もまだ多く、この地域での交通渋滞は慢性的な状況にある。 【県道佐倉印西線・県道千葉臼井印西線の交通渋滞・安全対策】 佐倉市内は主要幹線道路において、日々慢性的な交通渋滞が発生している。また、大型車両の混入割合が高いが歩道の未整備箇所が多く、歩行者や自転車通行者の安全確保が問題となっている。	【課題】 広域幹線道路としての国道51号拡幅整備の早期実現に向けて、国土交通省と施工計画を含めて協議が必要。 【課題】 今後でも増加する将来交通量の見通しの中で、部分的な区間の道路整備では根本的な課題解消は困難であることから、現道の整備や交差点改修をはじめとした既存ストックの機能アップを図ることも必要である。 【課題】 県道の改修事業については事業主体の千葉県に対し整備の要請をするとともに、その他のバイパス整備についても検討を進める必要性がある。
--	---

現在の道路整備において、市の財政状況の悪化とともに、用地取得の難航等による事業遅延が大きな問題となっている。これらは道路交通ネットワーク構築への影響だけでなく、予算の効率的投資効果の面からも大きな課題となっている。

このような状況下で、道路整備計画についてはこれまでに以上に整備促進に配慮することが求められる。

また、整備の緊急性、重要性を明確に分析する中で、事業実施を短期、中期、長期の視点にて分類することも必要であり、これには、交通量や渋滞状況、事故実態などのデータをはじめ、地域からの要望や市民意識調査などの、日常的な課題把握に努めなければならない。

更に、近年特に重要視されている道路行政における市民との協働体制については、道路の計画段階から沿線住民をはじめとした市民参画を進める必要性が高まっている。

これらのことから、道路交通に関するデータを活用し、整備の緊急性、重要性を検討する。

また、都市計画道路や幹線道路の拡幅部分における、用地取得に対する地権者の協力姿勢をはじめ、住民による道路計画への意見や提言、また道路整備中の協力や整備後の維持管理に及ぶまで、道路全般に係る住民意識の状況を整備優先度に反映させることは、今後の効果的な道路整備にとって必要不可欠なものとなる。

また、交通課題を道路整備(ハード整備)が中心となり解決していく考え方から、交通安全対策や地域活動など(ソフト整備)による対応にシフトしていくことも必要である。

今後の道路行政についての意見・提案

様式④

④ 道路施策の重点事項(代表事例、期待する効果や評価等)

千葉県佐倉市

○重点事項	○代表事例	○期待する効果や評価等	○その他
・少子・高齢社会に対応した子育て環境、バリアフリー社会の形成	・平成12年5月に公布されました「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき市内6駅周辺地区を対象に「バリアフリーのまちづくり」のための調査を行い、整備計画を決定した。この方針に基づき、各駅からの公共公益施設までの区間を、歩道勾配及び段差の解消、歩行者や自転車の通行に考慮した側溝の蓋がけや、点字ブロックの設置などの整備を実施しております。	・駅や電車、バス、歩道などのバリアフリー化が進み、高齢者、障害者、妊婦をはじめ誰もが、安全で、安心して出かけられるようになる。	・国土交通省、公安委員会の指定を受けた区域内を「あんしん歩行エリア事業」として定め、歩行者などの安全に通行できるよう道路の改修整備を行った。しかし、この事業は、平成19年度で終了しその後の手当てがないため、事業が滞っている。今後の整備促進のためには、安定した財源確保が、必要である。